

# WIPO（世界知的所有権機関）について

高 木 善 幸\*

**抄 録** WIPOは知的財産に関する唯一の国連機関で、その活動は多岐にわたり、世界での特許や商標の保護を推進するためのPCTやマドリッドプロトコルの手続きを管理・改善しサービスの向上をめざすことや、新しいタイプの知的財産の保護について新条約を作成することや、知的財産制度が根付いていない途上国に対して助言や援助を与えて、世界中で知的財産がしっかり保護され、権利行使できるようにすることなどに取り組んでいます。

## 目 次

1. はじめに
2. 沿 革
3. 役 割
4. 組 織
5. 所管する条約
6. サービス
7. 今後の課題
8. おわりに

## 1. はじめに

WIPO（世界知的所有権機関）については、特許や商標の国際的な保護手続きを簡素化するための条約として作成されたPCTやマドリッドプロトコルを通じて、特許庁が書類を送る先として知られていると思います。それ以外になにをやっているのかは意外に知られていません。3年前、WIPOが日本に事務所（青山、国連ハウス内）を開設したことをご存じの方もあまりいないでしょう。活動は、ホームページ（[www.wipo.int](http://www.wipo.int)）でも紹介されていますが、情報が満載されていて、結局なにをやっているの？という質問に端的に答えていないかも知れません。そこで、本稿では、今更聞けないけれども、結構大切な点について、紹介します。

## 2. 沿 革

正式名は世界知的所有権機関（英語名World Intellectual Property Organization, 略称WIPO）といます。スウェーデンのストックホルムで1967年に署名された「世界知的所有権機関を設立する条約」に基づいて、1970年に発足した国際機関です。2009年8月現在、加盟国数は184ヶ国です。本部はスイスのジュネーブで国連の欧州本部の斜め向かいに位置し、ひとときわ高いマリンプルーの本部のタワーが市のランドマークのひとつとして知られていますので、訪問の際は目印となります。このタワーの北側にアネックスとなる新しい庁舎が建設中で、2011年に完成入居の予定です。

機関の前身の歴史は19世紀終わりにさかのぼります。欧州広域で国際交流が始まったこの頃、当時の大都市であったロンドン・ウィーン・パリなどでは、国際博覧会が開かれていました。いつの時代にも、アイデアを盗もうとする人は

---

\* WIPO Assistant Director General（事務局長補）  
Global IP Infrastructure（知的財産グローバルインフラ）担当  
Yoshiyuki TAKAGI

いるもので、それが創作の源泉でもあるのですが、パリ万博での展示品盗用の怖れなどをきっかけにして1883年、工業所有権を保護するためのパリ条約が、知的財産権に関する世界初の国際条約として成立し、同条約の管理業務を行う事務局が設立されました。

その後、1886年、ベルヌ条約が成立し、1893年にパリ条約の管理事務局と併合して、両条約の合同国際事務局がスイスの首都ベルンに設立されました。1960年、合同国際事務局は国連機関の欧州における主たる拠点となったジュネーブに移転し、1970年、世界知的所有権機関となった後、1974年には、国連の専門機関となりました。この一年後、日本は1975年に加盟しました。

日本が加盟した時に条約名・本文を訳したもので、いまだに「知的所有権」です。知的財産という言い方が定着してきたので、そろそろ時代に即して、国際知的財産機関としたほうがよいのですが、条約の日本語名称を変えるのは大変なのか、いまだに世界知的所有権機関と呼び慣わしています。

現在の事務局長は、2008年9月に選挙で選ばれたオーストラリア出身で、事務局の生え抜きであるフランシス・ガリです。現在の任期は2014年までですが、一度だけ再選の可能性があります、もう一期6年間の任期を全うすれば、2020年まで在任します。国連の専門機関となってから歴代の事務局長は、ボクシュ（ハンガリー出身で在任期間1973-1997）、イドリス（スーダン出身で在任期間1997-2008）です。

現在のWIPOの基礎を築いたのはボクシュですが、生前にハンガリーの放送局にインタビューした映像がWIPOのウェブサイト上で公開され

ています ([http://www.wipo.int/about-wipo/en/film\\_ab.html](http://www.wipo.int/about-wipo/en/film_ab.html))。著作権者や文化を旧ソ連の弾圧と検閲から守ろうとして知的財産制度の普及に尽力した背景とともに、世界に知的財産制度をどのように普及したらよいかを考えたあげく採用した戦略などについて語っています。たとえば、中国を説得して、解放後まもなく、1980年代初頭に、いち早く西側の知的財産制度を導入させ、国際条約に加入させたことは、今から回顧すれば、すばらしい先見の明、政治力と信念であったといえます。中国はWIPOの会議では、アフリカ・ラ米・アジア・アラブグループに加えて、一ヶ国で地域グループと同じ地位を与えるという、他の国連機関にはない破格の特別待遇を与えているのは、ボクシュと中国との政治的交渉の結果のひとつです。

### 3. 役 割

WIPOの活動について紹介します。知的財産の実務家にとって、PCTやマドリッド国際登録の事務局の役割がなじみ深いのですが、このような国際事務局の仕事をするようになったのは、最近の30年間です。WIPOの前身の条約事務局創設時の経緯からおわかりのように、もともとはパリ条約とベルヌ条約の実施のための組織であったので、これら条約の設立目的がそのまま継承されていて、根幹の仕事は、知的財産の条約の管理や新条約の制定であったのです。時代とともに、工業所有権や著作権が、知的（所有）財産権として、人類の知的創作活動を推進する制度であることが認識されたこと、イノベーションや創作に寄与するという目的もはっきり認識されたこと、人類の歴史でも比較的新しい知的財産の考え方を新条約の制定によって、ヨーロッパだけでなく世界中に経済社会インフラとして広げていく必要性があったこと、新しい知的財産の保護について継続して制度を発展させることが重要であると考えられてきた

ことなどが理由です。

知的財産が欧州中心に発展したことから、WIPOも長らく欧州中心の機関であり、冷戦時代に米国を議論の仲間に入れて資本主義をベースとする知的財産制度が共産主義の国々にも浸透するようにしました。さらに制度になじみのない途上国に知的財産を広めていくために、1970年代の新世界秩序の流れに従って、南北の格差を是正し途上国への技術移転を促進するという考えのもとで知的財産制度の国際協力が強化されました。WIPOが国連の機関となったのは、真に国際的な機関となるために国連の看板が必要であったからです。従って、WIPOの活動は、知的財産条約管理と制定、途上国への国際協力と、先進国中心に利用されている国際的な登録業務との三本柱といえます。

#### 4. 組織

さて、WIPOの前身の事務局が寄り合い所帯であったことは述べましたが、パリ条約とベルヌ条約の加盟国が各々異なっていたために、同機関の設立経緯の影響を受けて、その後もしばらく、条約毎に構成される同盟が存続し、複数の同盟の寄り合った構成をWIPOは採用し続けていました。ところが、近年、知的財産権の概念が広がって知的財産を経済資産として包括的にとらえる動きが強まるなかで、工業所有権と著作権の保護推進についても一体化したアプローチが求められるようになりました。

このため、1990年半ばから同機関の組織を合理化する努力が着手され、異なる同盟の分担金を統合すること、加盟国の意志決定機構の簡素化、予算・活動計画における包括的戦略と政策の推進が段階的に導入されて、知的財産を一体化して推進する総合機関としての運営が強化されました。現在、機関の重要事項は全同盟国の

最高決定機構である加盟国会議（毎年9月後半に約10日間、ジュネーブの本部で招集）で決められます。予算と活動計画は2年毎に提案・決定されます。現在の予算規模は2カ年で約500億円ですから、国際機関としては小振りの方です。機関の財源は加盟国からの分担金であり、その額は設立条約に規定される方法によって算出されますが、以下のような理由で、各国の分担金は、一番多い国（日米独など）でも毎年約一億円程度で少額です。なぜ、WIPOが、国連の機関の中では極めて異色な財政基盤を持ち、他の国連機関がうらやむ比較的潤沢な財源を持っているのかという質問はよく聞かれます。これについて説明しましょう。

1990年代に機関が管理する条約のひとつであるPCTの手数料収入が増加したため、現在は機関の歳入の約9割がPCTなどを利用する出願人からの手数料収入に依存しています。主たる財源が機関の提供するサービス手数料である国連専門機関は他に類がないため、WIPOは財源のユニークな国際機関として知られているのです。結局、WIPOは、手数料を払って頂いている企業や研究機関の皆様を支えられているわけです。

#### 5. 所管する条約

TRIPS協定は、よくWIPOの条約であると誤解されますが、これは違います。TRIPS協定は、1994年に採択された世界貿易機関（WTO）の管轄下に入る協定のひとつとして付属書1Cになった「知的所有権の貿易的側面に関する協定」ですので、WIPOが管轄する条約ではありません。しかし、関係がないわけではありません。WIPOが所管している知的財産の根幹条約である工業所有権の保護に関するパリ条約と、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約などの条約の規定をベースにして

TRIPS協定が作成されたからです。さて、現在WIPOはパリ条約やベルヌ条約を含め24の国際条約を所管しています。WIPO設立条約以外に、重要なものは以下の条約（\*印は日本が加盟している条約）です。

- 工業所有権の保護に関するパリ条約\*
- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約\*
- 特許条約（Patent Law Treaty；特許出願手続きの方式要件を統一するための条約で締約国は2009年7月現在20ヶ国）
- 商標法に関するシンガポール条約（商標登録出願手続きの方式要件を統一するための条約で締約国は2009年7月現在13ヶ国）
- WIPO著作権条約（俗称インターネット条約，インターネット上でのデジタル著作物の保護についての条約で締約国は2009年7月現在70ヶ国）\*
- WIPO実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（俗称インターネット条約，インターネット上での実演家やレコードに関する隣接権の保護についての条約で締約国は2009年7月現在68ヶ国）\*
- 特許協力条約（Patent Cooperation Treaty；PCT；多数国に行う特許出願の手続きを一本化するための条約で締約国は2009年7月現在141ヶ国）\*
- 標章の国際登録のためのマドリッド条約・プロトコール（商標の国際登録を行うための条約で、手続き言語を英語などに拡大して欧州以外の国が入りやすくするための議定書（プロトコール）が、もとの条約を實質上置き換えたため、もとの条約加盟国とプロトコール加盟国をあわせて現在はマドリッドシステムと呼ばれることが多い；マドリッドプロトコールの締約国は2009年7月現在78ヶ国）\*

- ブダペスト条約（特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する条約で締約国は2009年7月現在72ヶ国）\*
- 国際特許分類に関するストラスブール協定\*
- 標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定\*
- 工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定\*

## 6. サービス

WIPOの特徴は、知的財産の国際的保護を求める企業や個人のユーザーに対して直接サービスを提供していることです。現在のサービスは、PCT、マドリッド、意匠の保護に関するヘーグ協定（日本は未加盟）、リスボン協定（原産地表示の保護のための条約，日本は未加盟）などの、いわば国際登録・国際出願サービスに関するものが主なものです。特に、PCTとマドリッドシステムについては、多くの参照文献が日本語で出ていますので、例えば、以下の特許庁のサイトを参照して下さい。

- PCT国際出願制度の概要（[www.jpo.go.jp/seido/s\\_tokkyo/kokusai1.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/kokusai1.htm)）
- マドリッド協定議定書の概要（[www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s\\_shouhyou/mado.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_shouhyou/mado.htm)）

WIPO国際事務局には、80ヶ国以上から約1,300名の正規・非常勤職員が採用されています。このうち、PCTのサービスには約240名の職員が従事しており、国際出願の方式審査には約140名が出願言語や方式手続きの段階に応じて分業された12のユニットに分けられて勤務しています。出願書類は大半が電子書類になりましたので、近年作業効率とサービスの質を向上させてきています。仕事の内容は、この国際出願・登録サービスの部分に限って言えば、特許庁の審査第1部と同様の仕事ということになり

ます。ただ、他の国際機関と同じく、それぞれ職員は、個室を持っており、そこで仕事をしています。また、国際事務局では国際公開のための英語・フランス語翻訳業務がある点で特許庁と異なります。専属の技術文献翻訳家が約50名勤務しております。また、マドリッド登録業務は、完全に電子化手続きとなっており、約10名の商品区分翻訳家を含めて約50名の職員が勤務しています。

この他に、実務家になじみのあるサービスとして、知的財産権に関する紛争処理のサービスがあります。1993年にWIPO事務局内に設立されたWIPO調停・仲裁センターは、特に1999年12月に開始したインターネットドメイン名紛争処理における迅速かつ的確な手続きとサービスが高く評価され、一躍著名なセンターとなりました。WIPO調停・仲裁センターのドメインネーム紛争処理サービスについては日本語のサイトがあります([www.wipo.int/amc/ja/domains/guide/index.html](http://www.wipo.int/amc/ja/domains/guide/index.html))。

WIPO調停・仲裁センターは、ドメインネーム以外の紛争処理も取り扱っており、近年件数も着実に増加しています。日本の企業の利用が少ないのは、契約に同センターへの付託条項がないことや、そもそも知的財産紛争で裁判外紛争処理を利用する方針の企業が少ないためでしょう。しかし、紛争は次第に国際的な契約を巡る案件や、技術的に複雑な案件に関するものが増えつつあり、需要も高まるでしょう。

## 7. 今後の課題

今世紀初め、医薬品特許がエイズ医薬品の価格をつり上げる要因となり最貧国では特許制度のせいで多くの患者が死亡しているという誤解・短絡的議論による特許制度批判が高まったことや、途上国にTRIPS協定よりも高いレベ

ルの知的財産保護（例えば医薬品特許に対する強制実施権の抑制や新薬勝因データの保護の強化）を先進国が進める自由貿易二国間協定に含める動きに対して途上国が反発したことなどから、知的財産制度そのものが途上国にとって発展の阻害となるのではないかという議論が起りました。途上国の関心は、途上国の経済発展に寄与する、権利者と公衆の利益のバランスがとれた制度の発展をめざすべきであるとの考えから、WIPOでも全ての会議で先進国と途上国の対立が高まりました。また、途上国は、途上国開発議題という特別のプロジェクトを立ち上げることに成功し、WIPOでのいろいろな議論は、開発振興のために軌道修正するよう迫りました。この途上国の巻き返しによって、WTOなどの他の国際機関だけでなく、WIPOでも知的財産の議論は政治問題化して今日に至っています。

例えば、特許法の実体規定を調和する特許調和条約は、そのなかでも最も難渋な交渉項目ですが、同時にもっとも重要な課題のひとつです。なぜならば、先進国だけでなく、途上国でも特許審査が次第に滞ってきており、特許審査に長期間を要し、審査の質も維持できなくなる可能性があり、結果として、特許制度が世界的に機能しなくなる怖れが出ているためです。このため、二国間協約で特許審査ハイウェイなどの国際協力が模索されていますが、抜本的な解決になるかどうかはわかりません。PCTをどのように発展していくべきかについての議論が開始しています。しかし、先進国主導の議論に対して、途上国からの政治的な反発がありうまくいっていません。

一方、途上国を中心として、伝統的知識や遺伝資源を知的財産で保護するべきであるとの主張が生物学多様性条約の成立をきっかけにし

て、始まりました。ブラジルはその急先鋒です。TRIPS協定の改正をめざして、インドなどと協力して、遺伝資源の特許出願中の開示要件を義務化するように求めています。これらの途上国からの要求は、これまでの知的財産制度を見直す流れにつながっています。知的財産制度をよりバランスのとれたものとするために、よいアイデアは取り入れて行かなくてはなりません。先進国と途上国の政治的対立が依然強い中で、いかに知的財産制度・条約の議論を建設的に進めていくべきかが重要な課題となっています。

## 8. おわりに

日本は、WIPOの加盟国にとって、知的財産を利用して廃墟からハイテク産業を發展させた奇跡の国としてモデルとなっています。このため、日本の経験や戦略を途上国に移転してもらいたいという要望は早くからありました。わが国の高度成長期のころ、1985年からWIPOにアジアの途上国の技術協力を目的としたファンドを拠出して国際協力に貢献することを決定して、爾来、このファンドはさらに発展し続けています。今年からはアフリカの途上国への知的財産の技術協力援助としてアフリカ・ジャパンファンドを追加設立しました。著作権と植物新品種保護（後者についてはWIPOと姉妹機関である植物新品種保護国際同盟（UPOV）への任意拠出金です）の技術協力を行うためのファンドも設立されました。毎年、総額で約3億円を超える拠出金と活動支援は、WIPOの先進国の中でももっとも寛大なものです。これらは、知的財産の制度やインフラの整備に利用され、日本の知的財産の権利者が世界中で国際的経済活動を展開していくために寄与するとともに、途

上国の経済発展によって世界経済や地球規模の問題である環境問題などでの進展に貢献することが期待されています。

わが国のWIPOのPCTと商標の国際登録サービスの利用は着実に増加しています。日本の経済活動やイノベーションが、グローバル化していることの証左でしょう。日本の輸出パターンは長らく米国一辺倒でしたが、近年は水平分業と貿易相手国の多様化で、輸出先トップとなった中国をはじめ、新興国への輸出、R&Dの国際化などで、ますますグローバルな知的財産戦略が必要となっていくでしょう。日本は、WIPOの制度・サービスの利用では後発・新参者でしたので、これまで「お客さん」としての感覚でしたが、利用国のトップ8（PCTは2位、マドリッドは9位）として、制度のさらなる発展に積極的にイニシアチブをとっていく「パートナー」としての役割を期待されています。

WIPOのサービスの向上は、現在の事務局長の最重要課題です。PCTやマドリッドシステムでの電子手続きはその一例です。すでにこの春から優先権書類の電子送付手続きが開始しましたが、このような電子手続きを一層拡大していくことが課題となっています。また、情報やデータベースの充実もその延長線上にあり、特許や商標のサーチデータベースのサービスの拡大が検討されています。

### 参考文献

WIPOのサイト：[www.wipo.int](http://www.wipo.int)

（原稿受領日 2009年8月30日）